

農山漁村地域整備交付金実施要綱

平成22年4月1日付け21農振第2453号
最終改正 平成23年4月1日付け22農振第2215号

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事

農林水産事務次官

第1 趣旨

農山漁村地域において、農業農村、森林、水産、海岸の各分野でそれぞれが実施してきた既存の事業を見直し、農山漁村地域のニーズに即して作成された計画に基づき、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに、自治体の創意工夫によって、より事業効果を高める事業も実施が可能な、使い勝手のよい新たな交付金を創設し、農山漁村地域の総合的な整備を推進する。

農山漁村地域整備交付金（以下「本交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け農振第2567号農林水産事務次官依命通知）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 農山漁村地域整備交付金の対象

1 交付対象事業

- (1) 本交付金は、農山漁村地域整備計画（以下「整備計画」という。）に基づく交付対象事業（以下「交付対象事業」という。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する。
- (2) 交付対象事業は、別紙1に掲げる事業とする。

2 事業実施主体及び要件

(1) 事業実施主体

交付対象事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）は、都道府県、市町村、農林漁業団体等であって、交付対象事業毎に農林水産省農村振興局長、生産局長、林野庁長官及び水産庁長官（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるものとする。

(2) 要件

ア 別紙1の2の効果促進事業については、整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費に占める当該事業の総事業費の割合が20/100を目途とする。

イアのほか、交付対象事業の実施要件は、農村振興局長等が別に定めるものとする。

3 交付期間

本交付金を交付する期間は、整備計画ごとに、本交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度から数えておおむね3年から5年とする。

第3 農山漁村地域整備計画

1 整備計画の記載内容及び提出

本交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする都道府県又は市町村（以下「計画主体」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した整備計画を策定するものとする。また、市町村長は、当該整備計画を都道府県知事（以下「知事」という。）に提出するとともに、知事は当該整備計画を自ら策定したとき又は市町村長から提出を受けたときは、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 整備計画の名称
- (2) 整備計画の目標
- (3) 整備計画の期間
- (4) 整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
- (5) 整備計画の期間における交付対象事業の工期及び全体事業費
- (6) 交付対象事業の効果の把握及び評価に関する事項
- (7) その他必要な事項

2 整備計画の内容確認及び受理

農林水産大臣は、1の整備計画の提出を受けた場合には、当該整備計画内容を確認の上、受理するものとする。

3 整備計画の変更等

- (1) 計画主体が、本交付金を充てて1の整備計画に記載の交付対象事業以外の交付対象事業を実施しようとするとき、又は1の整備計画について農村振興局長等が別に定める変更を行うとき（以下「整備計画の変更等」という。）は、新たな整備計画又は変更後の整備計画を農林水産大臣に提出するものとする。
- (2) 2の規定は(1)の整備計画の変更等について準用する。

第4 交付対象事業の実施

1 年度別事業実施計画の作成及び提出

交付主体（農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け 農林水産事務次官依命通知）第4の申請書を農林水産大臣に提出する都道府県又は市町村をいう。以下同じ）は、毎年度（当該年度に交付対象事業を実施しようとする場合に限る。）、農村振興局長等が別に定める当該年度の交付対象事業の実施に関する年度別事業実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。市町村長は当該実施計画を知事に提出するとともに、知事は当該実施計画を自ら策定したとき又は市町村長から提出を受けたときは、農林水産大臣に提出するものとする。

2 実施計画の変更

1の実施計画について農村振興局長等が別に定める変更を行おうとするときは、

変更後の実施計画を農林水産大臣に提出するものとする。

第5 助成

1 国の助成

国は、第3の2の規定により受理した整備計画に基づく交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、農村振興局長等が別に定めるところにより、交付主体に対し、毎年度、予算の範囲内で本交付金を交付することができる。

2 単年度交付限度額

交付対象事業に対する毎年度の本交付金の交付限度額（以下「単年度交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。

単年度交付限度額 = A + B

ここで、A、Bは、それぞれ

A：整備計画に位置付けられた別紙1の1に掲げる基幹事業に係る単年度交付限度額算定のための基礎額の合計額

B：整備計画に位置付けられた別紙1の2に掲げる効果促進事業に係る単年度交付限度額算定のための基礎額の合計額

であり、A及びBは農村振興局長等が別に定める式により算出された額とする。

また、財政法(昭和22年法律34号)第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

第6 農山漁村地域整備計画の評価

1 計画主体は、整備計画の農林水産大臣への提出前に、農村振興局長等が別に定める事項について自主的・主体的に検証（以下「事前評価」という。）を行い、農林水産大臣に提出するとともに、整備計画及び事前評価結果を公表するものとする。

2 交付期間の終了後又は交付期間の最終年度中において、農村振興局長等が別に定める整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて交付期間内において、中間評価を行うことができる。

3 農林水産大臣は2の報告を受けたときには計画主体に対し、必要な助言を行うことができる。

第7 監督等

1 事業実施主体が都道府県である場合にあっては、国は当該都道府県に対し、市町村が事業実施主体である場合にあっては、国及び都道府県は当該市町村に対し、都道府県又は市町村が補助する者が事業実施主体である場合にあっては、都道府県又は市町村は当該事業実施主体に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2 国は事業実施主体に対し、農村振興局長等が別に定めるところにより、その施行

する交付対象事業に係る実施要件確認に必要な資料の提出を求めるものとする。

第8 委任

本交付金の実施については、この要綱の定めるもののほか、農村振興局長等が別に定めるところによる。

第9 経過措置

- 1 この要綱の施行の際、現に提出されている第3の1に掲げた整備計画事項に相当する事項を含む特定の計画として別紙2に掲げた計画（以下「特定計画」という。）については、当該計画の計画期間内に限り、その提出をもって同項に規定する整備計画とみなす。
- 2 1の規定により本交付金の交付を受ける交付対象事業については、第4の規定は適用しない。

附則 この通知は、平成23年4月1日から施行する。

別紙1 交付対象事業

1 基幹事業

(1) 農業農村基盤整備事業

知事が、地域における農業の振興方向、戦略作物（麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、そば、なたね及び加工用米をいう。）の生産や耕地利用率等に係る営農目標、生産基盤整備の内容、営農支援の体制等を定めた営農目標推進整備計画を作成して行う以下の事業

- ア 農地整備事業
- イ 水利施設整備事業
- ウ 草地畜産基盤整備事業
- エ 総合農地防災事業

(2) 森林基盤整備事業

- ア 森林整備事業
- イ 治山事業

(3) 水産基盤整備事業

- ア 水産物供給基盤整備事業

(4) 海岸保全施設整備事業

- ア 海岸保全施設整備事業
 - (ア) 海岸保全施設整備事業
 - (イ) 津波・高潮危機管理対策事業
 - (ウ) 海岸環境整備事業

2 効果促進事業

整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業（以下に掲げる事業を除く。）とする

- (1) 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業
- (2) 整備計画の範囲を超えて実施される事業

別紙2 特定計画

- 1 農用地利用集積促進土地改良整備計画（農業生産法人育成土地改良整備計画も含む。）
- 2 地域水田農業再編総合土地改良計画（地域水田農業支援総合土地改良計画も含む。）
- 3 遊休農地利用増進土地改良整備計画
- 4 農村地域水質保全計画
- 5 津波・高潮危機管理対策緊急事業計画
- 6 海岸耐震対策緊急事業計画
- 7 海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画